

消防予第 159 号  
平成 9 年 9 月 29 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する 省令等の施行について(通知)

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成 9 年自治省令第 36 号)、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成 9 年自治省令第 37 号)及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成 9 年自治省令第 38 号)が、平成 9 年 9 月 29 日に公布された。

今回の改正は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び火災報知設備の感知器及び発信機の技術上の規格に使用する計量単位のうち、非 SI 単位系を使用しているもの(使用猶予期限が平成 9 年 9 月 30 日までのもの)の規定の整備等を目的として行われたものである。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

### 記

- 1 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令  
振動試験の振動数に関する規定を整備したこと。
- 2 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令
  - (1) 振動試験の振動数に関する規定を整備したこと。
  - (2) 腐食試験の試薬に関する規定を整備したこと。
  - (3) JIS H5101(黄銅鑄物)、JIS H5111(青銅鑄物)及び JIS H5112(シルジン青銅鑄物)の廃止に伴い、当該 JIS 規格の統合化された規格である JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)及び JIS H5121(銅合金連続鑄造鑄物)に変更したこと。
- 3 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令  
腐食試験の試薬に関する規定を整備したこと。
- 4 施行期日等  
これらの省令は、平成 9 年 10 月 1 日から施行することとされたこと。